

◎児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国及び地方公共団体の責務等)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待及び第三者による地位利用児童虐待(児童に対して経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を有する者で当該児童の保護者以外のものが当該児童についてその地位を利用して行う第二条第一号又は第二号に掲げる行為をいう。第六条第二項並びに第八条第三項及び第五項において同じ。)(以下「児童虐待等」という。)を早期に発見し、その他児童虐待等の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 国及び地方公共団体は、児童虐待等の防止に資するため、児童の人権、児童虐待等が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p> <p>5 〃 8 [略]</p>	<p>(国及び地方公共団体の責務等)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p> <p>5 〃 8 [略]</p>

(児童虐待等の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待等を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待等の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待等の予防その他の児童虐待等の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待等を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待等の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 〔同上〕

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

〔児童虐待に係る通告等〕

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2| 第三者による地位利用児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、これを警察署に通報しなければならない。

3| 第一項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

4| 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告又は第二項の規定による通報をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

〔児童虐待に係る通告〕

第六条 〔同上〕

〔新設〕

2| 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3| 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 〔同上〕

2| 前項の規定は、前条第二項の規定による通報を受けた警察署の警察署長、所属の警察官その他の職員について準用する。

〔新設〕

〔通告若しくは送致又は通報を受けた場合の措置〕

〔通告又は送致を受けた場合の措置〕

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

第八条 〔同上〕

一・二 〔略〕

2 〔同上〕

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一〜四 〔略〕

3| 警察署が第六条第二項の規定による通報を受けた場合において、第三者による地位利用児童虐待が行われていると認められる

〔新設〕

ときは、警察署長は、第三者による地位利用児童虐待に係る被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

4| 前項の措置を講ずるに当たっては、警察署長は、第五条第一項に規定する団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

5| 第一項若しくは第二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致若しくは一時保護又は第三項の第三者による地位利用児童虐待に係る被害の発生を防止するために必要な措置を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

〔新設〕

3| 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

改正案	現行
<p>第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 児童虐待の防止等に関する法律第<u>四</u>条第<u>二</u>項に規定する児童虐待等又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に關し著しく不適當な行為をした者</p> <p>② 〔略〕</p>	<p>第三十四条の二十 〔同上〕</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 児童虐待の防止等に関する法律第<u>二</u>条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に關し著しく不適當な行為をした者</p> <p>② 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）<u>第四条</u>第二条に規定する児童虐待等又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。）を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に必要なる法律相談を実施すること。</p> <p>六～十二 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第三十条 〔同上〕</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）<u>第二条</u>に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。）を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に必要なる法律相談を実施すること。</p> <p>六～十二 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>

○民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）<u>第四条第二項に規定する児童虐待等</u>又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者</p> <p>六～八 〔略〕</p> <p>（養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者）</p> <p>第二十六条 民間あつせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第一号から第三号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあつせんを行つてはならない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 児童虐待の防止等に関する法律<u>第四条第二項に規定する児童</u></p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第八条 〔同上〕</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）<u>第二条に規定する児童虐待</u>又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者</p> <p>六～八 〔略〕</p> <p>（養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者）</p> <p>第二十六条 〔同上〕</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 児童虐待の防止等に関する法律<u>第二条に規定する児童虐待</u>又</p>

虐待等又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等
虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為を
した者

四・五〔略〕

は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行
った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

四・五〔略〕

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（子の虐待に係る通告）</p> <p>第十条〔略〕</p> <p>2 前項の規定による通告は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第六条第一項の規定による通告とみなして、<u>同条第三項及び第四項並びに同法第七条第一項並びに第八条第一項、第二項及び第五項の規定を適用する。</u></p>	<p>（子の虐待に係る通告）</p> <p>第十条〔略〕</p> <p>2 前項の規定による通告は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第六条第一項の規定による通告とみなして、<u>同条第二項及び第三項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。</u></p>

○児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。 〔略〕</p> <p>第三十四条の二十第一項第三号中「児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する」を削る。</p>